

Title	被害者学の成立過程
Sub Title	A study on the historical development of the „victimology“
Author	宮沢, 浩一 (Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.8 (1965. 8) ,p.37- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	刑事法学の当面する諸問題 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650815-0037">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650815-0037</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 被害者学の成立過程

宮 沢 浩 一

- 一 はしがき
- 二 “被害者学”の現況
- 三 従来の被害者に関する所説  
——問題史的考察——
  - a ビターバルとフォイエルバハ
  - b v・ヘンティツヒ
  - c v・クレリツク
  - d サザーランド
  - e レースナー
  - f メンデルソーン
  - g H・v・ウエーバーの弟子達
  - h エクスナー
  - i バーダーとゼーリツヒ
- 四 むすび

## 一 は し が き

昨今、ヨーロッパの刑事学関係の文献に急速にとりあげられている研究対象の中でも被害者学という名がひとときわ目立っている。<sup>(1)</sup>

我が国に於ても、一九五八年に東京医科大学の中田修博士によつて紹介<sup>(2)</sup>がなされて以来、各方面の注目を集め、その概略の紹介は終り、日本のデータに基づく研究の発表も二、三出ている。<sup>(5)</sup>しかし、まだその全貌を伝える本格的な研究は出していない。<sup>(6)</sup>

私は被害者学についてひそかに関心をもち、理論的な面についての資料の蒐集に當つていたが、その間に簡単な論稿をすでに公にして居る。<sup>(7)</sup>その後、大体に於て集めるべき資料を手元に揃えることができたので、これから逐次その全容を浮き彫りにすることに努力したいと思つている。もとより、社会科学者である私には生まの手持ちの資料を駆使することは出来ないので、いきおい私の研究は基礎理論の紹介、体系の整理に終始することになるであろう。しかし、新しい学問の出版に當つて既存の散在する資料を、原典に忠実に整理することが何よりも必要であると私は確信するから、このような試みにも存在の理由はあろうかと考へている。

本稿に於て私は、いわゆる被害者学の成立に重大な寄与をしたとされている一九四八年のV・ヘンティツヒの「犯罪人とその被害者」<sup>(8)</sup>及びメンデルソンの「被害者学」、及びそれらに直接關聯するエレンベルガー、シュルツ等の論稿以前に、刑法学者・犯罪学者は被害者の問題にどのような関心を向けていたかについてその概観をしておきたいと思ふのである。

その理由は、V・ヘンティツヒやメンデルソン等がいうように、これまで被害者について殆んど関心が向けられていなかったというのは、はたして真実であるうか、向けられていたとしても、殺人についてしか研究がなされなかつたという<sup>(9)</sup>発

言が正確であるか否かを一応論定しておきたいからである。

以下で指摘するように、私の集めた資料の多くが右の断定の不完全さを証拠立てる。にも拘らず私は、自覚的に展開された、いわゆる「被害者学」とそれ以前の人々の被害者に対する関心とに質的な差異のあることを認めたいのである。

およそ新しい学問傾向なり、学説なりが生み出されるに当って、その独自性、斬新さを主張するには過去の類似の学問傾向との対比によつてそれが明確化されることを必要とする。何故なら、実質的に変らないものに名称を変えて主張してみたところで何の意味もなく、概念に混乱を来たす以外の何物でもないからである。

本稿は「被害者学」とよばれる「新しい」科学の特色を明示するための準備作業であり、主としてこの世紀の前半に発表された論稿の中で、今日の問題意識に類似した思考過程を追及することを目的としたものである。

(1) Trouse Kauri: A propos de la victimologie, *Rev. d. Sc. Crim. e. Dr. Pen. Comp.* 1958, p. 244. Cornil: Contribution de la victimologie aux sciences criminologiques, *Rev. Dr. Pen. e. Criminol.* 1959, p. 587ff. Calvernot: La victimologie et l'escroquerie, *do. p. 602ff.* Delliart: Prestere contribution de la psychologie criminelle et de la "victimologie", *do. p. 628ff.* Cornil: Une politique criminelle réaliste; in: Les principaux aspects de la politique criminelle moderne, 1960, p. 33. Merges: Die Wissenschaft vom Verbrechen, 1961, S. 30. Ley: Les fondements psychologiques et sociaux d'une réforme de la politique criminelle, 1961, p. 129f. Bonnat-Prasnel: Traité de droit pénal et de criminologie, *Tome III*, 1963, p. 245 ff. Nagel: The Notion of victimologie in criminologie, *Excerpta criminologica*, 1963, p. 245 ff.

又「被害者の文獻」は被害者学といふ標題に収められたものが多い。Santal: Die Notzucht, 1958. Bräcker: Zur Kriminologie des Mordes, 1961, *Leuz.* Der Bestrogene, 1961, *Doz.* Die Psychologie der Notzucht, 1963. Walß: Die Kinderschändung, 1963. B. Kaufmann: Amerikanische Soluten und ihre Angehörigen als Opfer strafbarer Handlungen in Deutschland, 1964. Urrut: Der Giftmord, *Tat, Täter, Opfer*, 1965.

なお Nagel: Victimologie; *Tijdschrift voor Strafrecht, Deel. 68*, 1959, S. 1 ff. じ Victimologie という言葉の比較言語学的な分析がある。

(2) Konkelson 氏の被害者学——生物・心理・社会学的な科学の新しい一部——犯罪学雑誌二四卷六号一七八頁以下。

(3) シンボレウム・被害者学について、同誌二五卷六号一八八頁以下。堀口幸吉・近親殺人の被害者に関する研究——被害者学への一寄呈——同誌同号一八二頁、岡部・福水、「妻子殺し」の一例、同誌二六卷一号二六頁、中田修・被害者学からみた暴力犯、同誌二九卷一号三〇頁。

- (4) 中田修・被害者学、自然一九六三年一一号六二頁以下。
- (5) 安倍・亀井・今村・山中、被害者研究の一試歩、科学警察研究所報告四巻二号一四五頁以下、安倍・青柳、中高校生の被害体験と被害者特性についての分析、同報告四号一五六頁以下。
- (6) 岩井弘融・犯罪社会学六四頁以下にとりあげられている。
- (7) 宮沢浩一・被害者学、綜合法学一九六三年一二号二五頁以下、同・現代人の科学——被害者学——中央公論一九六五年二月号一三九頁以下。
- (8) v. Henig; The criminal and his victim, 1948. など。Davi; crime, causes and conditions, 1947. などに。Zur Psychologie der Einzeldelikte, I-4, 1954-1959. Das Verbrechen, II, 1962.  
「メンティエの一九四八年の著書に論じられたものは、後にヒレンベルガーによって継承発展され、そのシニェルによって統合が企てられた」という意味で、被害者学の展開の要石であるが、その「アメリカでは、Wolfgang; Patterns in criminal homicide, 1958 v. Macdonald; The murderer and his victim, 1961. に影響を与えた」。
- (9) Mendelsohn; Une nouvelle branche de la science bio-psycho-sociale. La victimologie, Rev. int. d. criminol. e. d. pol. tech. 1956, p. 95ff. (他に同じ論文が二箇所だけ発表されている)；do; La victimologie, Science actuelle, Rev. d. dr. pén. e. criminol. 1959, p. 619 ff. do; The Origin of the doctrine of victimology, Excerpta criminologica, 1963, p. 239 ff.
- (10) Ellenberger; Relations psychologiques entre le criminel et la victime, Rev. int. d. criminol. et pol. tech. 1954, p. 103 ff. (同内容の論文の論文もある)。著者は現在カナダのモントリオール大学教授である。精神病学の学者であるから、被害者の問題を同一人に現われる現象として精神分析学の手法を用いて考察している点に特色がある。但し、加害者＝被害者の間の人間関係の究明という点でもの足りない。
- (11) Schulz; Kriminologische und strafrechtliche Bemerkungen zur Beziehung zwischen Täter und Opfer, Schw. Z. Str. 1956, S. 171 ff.
- (12) 前掲、シンポジウムにおける中田修氏の発言、一八九頁。

## 二 “被害者学”の現況

今日、被害者というものにどのような関心が向けられ、いかなる研究態度でこの問題に接近しようという試みがあるであろうか。簡単にこれを見ておくことは、それ以前のアプローチとの対比を容易にする<sup>(1)</sup>。

例えば、V・ヘンティツヒは行為者と被害者の関係を *doer-sufferer-Relation* として把握し、この両者の間の錯綜した関係、複雑な精神的・社会的要因によつて誘発された相互作用、反発と牽引のメカニズム、心理学的・生物学的・社会的な原因関係を指摘し、被害者の側に因果の長い連鎖の中で終局的に問題が潜在している例を指摘しているのである。<sup>(2)</sup> 又、同じような犯人によつて、同じような方法、同じ状況の下で被害を受けた多くの人々についての研究がなされるならば、単に理論のみならず、実際上の意義を有する主体・客体関係に関する包括的な形相を得るであろうし、さらにはこの種の知識は現実に発生した犯罪にとどまらず、被害者となるおそれのある人、潜在的犯罪状況を予知することをも可能にする、というのである。その分析的な研究によれば一般的に被害者になりやすい人として、若者・女性・老人・精神障害者・移民等があげられ、さらにその心理学的な分類としては、抑鬱者・強欲者・浮気者・孤独な人・失意者・圧制者・困窮者等はそれぞれいかなる犯罪の被害者になるべき弱点を有しているかの検討が加えられている。

これに対して、エレンベルガー<sup>(4)</sup>は精神病学・精神分析学の知識を駆使し、ヘンティツヒの所説に修正を加えつつ、犯罪原因 (*causings*) と対比される被害原因 (*victimings*) を研究するために、*criminal-victime* という関係をとりあげ、同一人が犯罪者から被害者になる (家庭の暴君が家人に殺される)、同一人が加害者で被害者 (自愛)、同一個人が状況によりいづれかになる (人格の潜在的側面が不意に顕在化するもので、これの説明にニンガヤソントーの仮説が用いられる) といった関係として把握し、他方、潜在的被害者・生来的被害者の類型化も考えている。以上の仮説に基づき、加害者・被害者という被害状況の成立以前の両者の関係如何、この関係から犯罪という結果はいかにして生じるかを問う。<sup>(5)</sup>

最後に、現在、被害者学の体系化に尽力しているメンデルソンの考え方を一べつしておこう。<sup>(6)</sup> 彼は、加害者と被害者との相關関係を抽象的ではなく、生物学・心理学・社会学的な具体的關聯性としてとらえ、これを *couple Deed* と名づける。この関係は対立・拮抗し合う関係であつて、被害者学は犯罪学と協力しつつ、この関係を生ぜしめた犯因性複合体を鑑

明し、犯罪の予防と治療という使命を遂行するのである。このように、生きた現実としてとらえられる人格としての被害者の特徴を説明せられることによつて、裁判に対し真実の提供をするのに多大の寄与をなしうる筈である。又、被害者は被害時に生物学的、心理学的な、或は社会学的な弱点を有していることが明確化されることになれば、さきあげた加害者＝被害者の不可分な対立関係における被害者の要因が明らかになるわけであつて、その発見とそれに基づいて樹立された対策によつて被害者になることを事前に予防することが出来るわけである。つまり、被害者学は被害状況に無意識に即応する個人の性質があること、被害受容性が尤進して、被害を受けやすい傾向をもつた人達が居るということを立証しようとするのである。勿論、このような仮説を立証するためにはいかなる方法で研究をすめうるか、判断の資料をどこから得るべきかといつた困難な、解決を迫られている問題をかかえていることも又事実である。しかし、これまでその全力をあげて、犯罪に対する抽象的・形而上学的な考察を否定し、犯罪人という生ける具体的な人間像を追及し、その生物学・心理学・社会学・精神病学的な側面に対する研究に全精力を傾けていた *Claremont* が、ともすれば忘れがちであつた被害者の役割、行為環境の一大要素としての被害者、犯罪性とは違つた被害者性を検討しようとする提案には、無視すべからざる問題性がひそんでいるように思われる。

勿論、批判する余地は多い。例えば、被害者の特性に重点を置きすぎることは犯罪人の責任をばかすおそれをはらんで居るし、この仮説はすべての犯罪に被害者を予定しえないから一部にしか妥当しない（國家的法益、社会的法益に対する犯罪の被害者包括）という欠点もあろう。犯罪人の責任をばかすという点については、現代という混乱した世相においては、被害者の中に次第に問題のある人間が出てきて居り、被害者は常に必ず正しく、加害者はこれを常にきびしく非難しうる、劣つた人間であるという図式的な判断では当たらないのが実相であると答えよう。こゝで、被害者学の発想が、親殺し、風俗犯、詐欺といつた被害者に問題のあるケースから始まつたといふ事実を考えるべきであらう。行為にかなつた正しい刑の量定がなされ

るために、これまでともすれば従来の慣例、裁判官の個人的判断に任せられていた刑の量定に科学の基礎を与える必要は大であらう。

後の批判に対しては、この仮説は個人間の関係犯罪 (Beziehungsverbrechen) について考えられたものであるとだけしか答えることは出来ない<sup>(9)</sup>。ただ、これに対して従来、被害者の同意であるとか、構成要件の予定している客体に入るかどうかといった静的な判断<sup>(10)</sup>が被害者の問題として扱われたのに対して、この関係を動的なものとしてとらえ、生きた人間関係として把握しようとする試みに、その特色が認められるわけである。

- (1) 宮沢・前掲論文(綜合法学)二七頁以下に代表的な学説の紹介がある。
- (2) v. Heintz: The criminal and his victim, 1948, p. 383 ff. esp. p. 387. 中田修・シンポジウム中の発言、前掲誌一八九頁以下。
- (3) Ibid. p. 387.
- (4) Eshenberger: op. cit. 1954, p. 104 ff.
- (5) Ibid.: p. 115 ff. 中田修・前出シンポジウム、一九二頁以下。宮沢・前出論文二八頁以下。
- (6) 中田修・前掲雑誌二四巻六号一七八頁以下。これは The Victimology: Revue française de psychanalyse, Janvier-Février, 1958 の抄訳で *Key-Do: La victimologie, science actuelle*, Rev. dr. pén. & criminol. 1959, p. 619 ff. によつたものとして、宮沢前出三〇頁以下がある。
- (7) v. Heintz: Das Verbrechen, II, 1962, S. 364 ff. 以下。
- (8) 次第でこの点を細かく見てゆく。
- (9) Schmitz: a. a. O. S. 172. 但し、シュルツが物盗罪においては、犯人が被害者にとん着なく犯すから、関係犯罪ではない。犯人が発覚しないために物盗被害者を避けることや被害者の不注意が物盗を可能にする。従つて、この行為は関係犯罪とはいえない。そのためには犯人と行爲者の間に現実的な直接の対決を要する、といっているが私はサチーランドのような物盗も被害者との人間関係として考えるべきであると思う。物盗犯人も、犯行前に被害者の事情を充分計算して行動に出るからである。Corniljop. cit. Rev. dr. pén. & criminol. 1959, p. 589 も同旨である。
- (10) たしかに、従来の「被害者学的」関心の多くは殺人事件に向けられていた。殺人事件が世人の注目を集め、事件の重大さが捜査を促す結果として、発覚の度合いも大きい。だが、ここでは被害者はすでに死亡しているから、得られる資料は間接的であつて、生きた現実を解明しにくい欠点をもつ。



## 三 従来の被害者に関する所説

## —問題史的考察—

従来の刑法・刑事学研究が被害者の問題に殆んど関心を示さなかつたといわれている。この発言は、関心の中心に被害者の問題がなかつたというのであるならば当てはまらないけれども、加害者(犯罪人)と被害者との関係が分析されていなかったというのであれば正しくない。たしかに、方法としては多くは統計的な数値の駆使に頼つていたことが多いが、両者の人間関係を考慮した文献は少なくないし、たとえプリミティブではあつても、この両者の関係について今日でも参考になる仮説が主張されている。

又、限られた研究者が、しかも殺人に限つた研究しかしていないという発言も正しくない。詐欺、性犯罪、窃盜についても被害者の考察は怠られていないし、犯罪人との心理学的・社会的關係についての考察もなされているのであつて、殺人についての研究に比肩しうる成果が公表されている。

## a ピターバルとフォイエルバハ

フランスの実務家ピターバル、その業績に示唆をうけてまとめたフォイエルバハの著作は實際の刑事裁判に現われた事件を蒐集し、それを公刊することによつて犯罪の實証的・經驗的な研究に大きな寄与をしたといわれている。<sup>(1)</sup> 勿論、その叙述は前者では事實の平板な描写にすぎず、フォイエルバハのものも、それに比べれば事件を心理学的に分析し、叙述しているといわれているが、犯人人格を究明するというよりは、恩赦の実務に供しようとする実践的な意図から、当時の主知主義的心理学的手法を用いて事件の内容と裁判手続を記述したものである。<sup>(2)</sup> 従つて、被害者についての考察は殆んど副次的にしか

扱われていない。

若干のケースでそれを見てみよう。まず、ピターバルの編集したケースから。<sup>3</sup>

一七六八年六月八日にドイツの有名な考古学者ウインケルマンに対する殺人事件がイタリアのトリエステで起つた。犯人のイタリア人アルカンジェリは博士の止宿したホテルの隣室に住み一週間もの間被害者とつき合つていた。博士はウインで女王マリア・テレジアから多くの勲章を受け、故国に帰る予定のところ、急にローマへの旅を志し、六月一日にトリエステに來たのであつた。

見ずばらしい風体の、数回の前科を犯したアルカンジェリはさきに述べた一流のホテルに泊り、昼食のとき偶然考古学者のそばに席をとつた。そのときの会話のきつかけは、ベニスからローマへの船便はいつであるかということだつた。二人は連れ立つて港に行き、一週間後に船便があることを知つた。アルカンジェリのかいがいしい手助けぶりを見て、余り世慣れていないウインケルマンは旅の返屈さも手伝つて世間話をしていゝうちにすっかりこのイタリア人を信用し、その後、食事のたびごとに一緒に連れ立つて居た。

食事の間に、イタリア人はこの人物から、ウインで女王のほか、カウニッツ侯爵に拝謁を賜り金、銀メダル數個を頂戴したことを知つた。兇行はこれを原因に行われた。

六月八日、細引きと短刀をかくし持つたイタリア人が「メダルをホテルの客達は見たがつていゝからみせてやつてほしい」といふ申出をしたのに対して、センセーションを起したくないからと断り、彼のことを気にしないで机に向つていたウインケルマンは背後から襲われたのであつた。

ピターバルの記録には、アルカンジェリは刑罰を軽減する理由として、ウインケルマンが押しかけてきて、自分の労力を利用したのだ。自分はその人をユダヤ人、新教徒或はスパイではないかと考えていた。ウインケルマンが自発的にメダルを

兇犯のだから彼は自分の死に責任がある。悪魔が私を盲目にしたのだ云々と申立てたとある。

強いて言うならば、「一週間もの間、吐き気を催して彼から去ることもなく、このような無頼漢と毎日会っていたなどということは不思議である」という評言の中に被害者の落ち度に対する非難がうかゞえる。

フオイエルバハの「著名犯罪の記録による叙述」からその特徴を見てみる。<sup>(4)</sup>

本案は一八一七年八月九日にジツテンタールの水車屋で行われた父親殺しである。被害者フリードリッヒ・クラインシュロートは家庭の暴君で、乱暴者で手がつけられない男であつた。妻も子供達もことあるごとに、懲戒の範囲を越えた暴行を受け、妻はそのために頭に怪我をして記憶力が悪くなり、息子の一人などは数ヵ月も片腕が使えない程に痛めつけられた。この父親が評判の悪い淫売女に入りあげ、迷には子供まで作るに至り、家の財産を持ち出す始末であつた。家族はこのままにしておいては、一家の破滅であることを感じ始め、又一方では次第に成長して母親の境遇に同情した息子達は、妹達とも共謀して、下働きの奉公人に相当の金を与えて殺害させ、皆で協力してその死体を埋め、妻は夫が失踪した旨を届け出たのである。

事件はその後数年わからないままで過ぎたが、村人のうわさと行為に加担した奉公人の軽口から警察の知れるところとなり、一八二一年二月七日に死体が発見され、事件の一切が明るみに出たのである。

フオイエルバハはこのケースについて妻や息子達、犯行に加担した奉公人の証言を詳細に引用して、夫(親)殺しというこのような反道徳的な兇行がなぜ行なわれたかを追及しているが、被害者について次のようにきびしくその態度を批判している。「彼(父)自身が、自分に対して犯されたすべてのこと、刑罰に値する惹起者であつた。道徳的な関係で、彼自身が自分に加えられた謀殺の重い責任をともに負わねばならなかつた。彼について起つたことは応報的正義の行為の如くに思われる。息子として自分自身の父親を虐待したり、なぐつたり、或はあちこちうろろ歩き廻つていた彼が、今度は自分自

身、その息子達によつてやとわれた殺し屋の手にかかつたのである」と。<sup>5</sup>フオイエルバハの刑法理論においては、周知のようにならぬ心理強制論によつて犯罪を犯す快感と刑罰を受ける不快感とを秤量する存在として考えられていた人間が、この事件記録に基づき作品の中では全体的人間像として考察されている。すでに述べたように、この著作は恩赦審のために王に提出される報告と関聯をもつ作品であつた。勿論、被害者については限られた考察しかなされていなが、刑法理論では法の世界から峻別されたことによつて、拙見目な発言を余儀なくされていた道徳的価値判断が、この作品ではかなり強く主張され、その限りに於て是非に傾する被害者の態度も道義に乗せられたのである。

以上は一八・九世紀の代表的な作品の中の被害者についての論述であつたが、以下に於ては今世紀になつて発表された著作の中、被害者について論述されたものを簡単に指摘してみることにする。発表年代順に並べると次のようになる。

#### 6 ヴ・ヘンティツヒ

一九二五年に公刊したフィールンシュタインとの共著の近親相姦の研究<sup>6</sup>において、ヴ・ヘンティツヒは「その被害者の刑罰が加害者に比べて軽い。しかしながら、ここで被害者といつてゐるのは主体＝客体として行為者と被害者とを一応対立させてゐるにすぎないのであつて、心理学的な価値については何も言つていない」と強調してゐる。つまり、近親相姦においては強姦の形をとるケースは五分の一もないのであり、詳細に調査の出来た事例の半分に於て、被害者はその関係に入る前にすでに墮落し、あらゆる徳性の欠けた品性を備えて居り、さらに私生児をもつてゐる者三例、職業上の淫売行為で前科のある者一例、娼家に行くことを希望する者一例、情夫のある者一例があるという。勿論、従順で、神経質な、通常の感情を有する娘も四分の一は居る。「粗暴で、残忍で、可哀そうな娘に無理強いする父親という普遍的なモデルは犯罪心理学的な特徴である」とのことの最良の証拠は、近親相姦関係の期間をまとめた表である<sup>7</sup>としてゐる。それによると、その職

關係が一年以上続いたのが三六例(二〇年一例、八年一例、七年二例、五年一例、四年四例等がある)、一ヵ月以上が九例、一回だけが二九例である。他の報告によつても、この事實は裏書きされる。<sup>(8)</sup> 近親相姦に入る前にすでに他の男性と關係のあつた女子は四一%、三九%が相手の攻撃に反抗して居ないし、多くの場合、結婚後もなおその關係を続けていたといふのである。被害者の性的な放棄がその原因として大きいことがこれによつて示されよう。

ヘンティツヒはその後、親殺しに關して二つ程、小論を発表している。文化国家では重く処罰されている親殺しは、実は文化の発達につれてその原因に複雑な様相が加わつてくる。その理由に、農家の場合、生活が安定するにつれて父親が息子に仕事をゆずる時期が遅れ、従つて成長した息子は經濟的に親への依存を強いられる。又、息子に精神的又は肉体的欠陥があつたり、職業的準備期間が長かつたりすると經濟的自立が遅れて、親子の間に気まずい状態が出来る。このような一般的葛藤は非常に多くの場合に見られる。

このような独立を抑えられている不満をもち、強いられた隷屬状態にある者がひとたび結婚の同意を拒まれたり、それに必要な金錢の援助を拒絶されたりすると、心の中にわだかまつていたものが爆發して悲劇が生じる。大ていは、物わかつかりの悪い、不注意な親の態度が導火線となる。<sup>(9)</sup>

パイエルンの犯罪生物学研究所の資料から報告された三例も、我慢に我慢を重ねたあげくの激情による兇行であることを示しているし、加害者である息子達は精神的又は肉体的に長い間忍従を強いられ、痛めつけられていたことを示している。家庭は不和であり、父親の大酒、暴君的な態度がその一切の根元となつてゐることがわかる。母親の被害者が一例あるが、この人が「極悪な女」であつて浪費を重ねたあげく、加害者は常にその尻ぬぐいの役に廻り、このままでは自分自身の家庭の破滅を来すと考へて兇行に及んだ。

後にアメリカに渡つてまとめた被害者の研究はすでにこの時期に構想されていたと考へてよい。

スイスのv・クレリックは一九二六年に発表した紳士詐欺師の研究<sup>11)</sup>の中で、被害者の態度についても論及している。被害者が詐欺師のワナにかかるときには、前に経験した出来事が大きな役割を演じることがある。大きな立派なホテルを舞台にした事件では、まずこのようなところでは商売上も、又私的にも何かすばらしいことが行なわれるという信頼があり、それだけに何等かの魅力を備えている。そのホテルで大ばんふるまいをし、社会的にも外見的にも裕福そうなアメリカ人の家族がかつて滞在したことがあつたりすると、同じ国籍の詐欺師について、この人もあの人達と別である筈はないなどと無意識に考えたたりする。又、被害者は詐欺師のテクニクによるばかりでなく周囲の人やうわさなどによつて彼を信頼してしまつたりする。被害者の態度が人間の弱さ、愚かさ、利慾心にもとづくことも多い。肩書とか旅行者に対するおもねり、チェックで支払うといつた事実などを過大評価することがこれである。余りにも黄金崇拜的な人だとふりかえつて自分の置かれていた状況を見る余裕を失うことが多い。

筆者は実例をひきながらこのような発言をしているが、女性の詐欺師が女性によつて見破られることが多いのは、女性の才能というよりは、女性が仲間うちで生活しているとき他の女性が自分より以上であるように見えることに耐えられないという心情から、ライバルの本体を見ぬいたりするのであるというその特有の心理について興味ある考察をしている<sup>12)</sup>。

## d. サザイランド

一九三七年に公刊した「職業的窃盗<sup>13)</sup>」という本は二〇年以上もこの仕事をしてきた一人の窃盗犯人のメモに基づき、著者がその人と面談し、討論し、再三書き改めて公表した、犯罪心理学的に大へん興味のある資料である。この中で、犯罪人は被害者といかなる関係にあるか、その関係をいかに考え、利用しようとするものであるかが明らかにされている。

詐欺を働く場合、何か不正直なことをしようと試みている人を狙う。詐欺では正直な人をひつかけることは不可能である。若し、被害者が適当に選ばれ、筋書きがうまくできていれば、被害者は不正直な行いをさしひかえたりすることはない。詐欺師達は被害者が不正なことをしようと試み、それでひつかつたのだから不平をいう立場ではないという理由で、比較的安全な地位にいることになる。

被害者の態度、地位、経済状態などが、事件を解決できるかどうか、それに用いられる方法を決めるのに決定的な役割を演じる。被害者が貧しいと、損害額が戻りさえすれば告訴をいつでもとり下げる。小さい商店の万引は発覚しても商店側が盗品を証拠品としてとりあげられることを好まないから、事件を公にはしない。被害者が豊かで地位のある場合には商品を返すというだけではすまないが、このようなところでは店の警備係に物わかりのよいのがいるからそれにとのめばよい。一週間に三〇件の事件があつても、専門の泥棒は二件位だから、素人の方を捕えておけば警備係にとつて成績としては悪くないので話し合ひの余地がある。

●鉄道・銀行・宝石店・毛皮商は自分達で良い自営組織をもち、買取がきかず、判決や陪審の評決が寛大だと大騒ぎをするから、職業的物盗にとつてはおそれられている。

●泥棒は盗みやすい人(貧乏)に区別をつけている。個人的な知り合ひや仕事の上の仲間狙わない。自分達の利益をはかつてくれる人も狙わないものだ。けちなスリは金持と貧乏人の区別なしに盗むが、生活に困るような人から盗むようなこととはするべきではない。

このような、いろいろな興味のある論述が具体的な例をあげて説明されて居る。

この説明は、後にその著書『刑事学原論』の『犯罪行動系』の中で整理されているということを指摘しておく。被害者は一般に、犯人が処罰されるのを見るよりは被害品を返して貰うことに関心をもち、とか『窃盗という職業が現代社会に存

在するのは被害者が自分の財産を取り戻すことには関心を持つが抽象的な正義には関心を持たないからである”といつたテ  
ーゼは前者に展開された思考の所産である。この著書に資料を提供した職業的窃盗犯人は一九〇五年から二五年にかけての  
経験を選べたものであるが、サザラントの刑事学原論第六版（一九〇六年）にも依然としてこのような例が述べられている  
ことは注目に値する。

### ● レイスナー

一九三八年に発表した論文「謀殺者とその被害者」<sup>20</sup>は、殆んど統計的教値に基づく両者の関係の考察であるが、一読に値  
する。この論文は一九三一年から三三年までに謀殺の罪で有罪の判決を受けた一六九名の者の記録をもととしたものであ  
る。なお、レイスナーには一九三六年に殆んど同じテーマであつて、一九二八年から三〇年までに有罪宣告を受けた一二四  
件の謀殺事件を考察した論文がある。<sup>21</sup>内容的には殆んど同じ結論が出されて居り、ここに紹介する後に発表した論文の方が  
よく整理されているのもつばら後者によることにした。

一六九件の謀殺事件において被害者の数は一八七名であるが、女性は一〇六名で五六・七%を占めて居る。男子の被害  
者の中六九名が男によつて、七名が女によつて殺され、九八名の女性被害者は男の手にかかり、又女の犯人によつて六名の  
女性が殺されている。又、一人の男が女一人と共同して謀殺を犯した六例で、男五人、女二人の被害者が居る。家族状況に  
ついていへば、未婚の男三〇人、女（五八人）、既婚の男女は三八人ずつという具合に被害者となつている。死別、生別し  
た男女被害者はかなり少ない（二人から七人の分布である）。

年齢的には男女とも二〇才から三〇才という年頃が被害者となることが多い。職業としては農・林・漁業が四六人、工業  
と商業がそれぞれ二九人、家事奉公人二人、無職四八人等であつて、現金をもつて居そうな人、余り人のいないところで



仕事をしている人が被害者になりやすいことが知られる。<sup>(22)</sup>

レスナーの考察した数値によると、当時の人口は都市の方が田舎に比べて多いのに、謀殺は田舎の方に多発している。論者もフランスとアメリカの報告を引用して、これらでは逆の関係にあると説明している。前に発表した論文でこの比較はなされていないが、おそらくレスナーの数値は右の三年間に特有な現象であつて、この結果は一般化出来ないと私は考へる。

被害者と加害者との関係については、親族関係が六一人、許婚者・愛人が二三人、他人が一四一人である(この数には複数の犯人についてはその一人ずつの数を計算しているという)。全然見ず知らずというのは五二人であつて二三・一%にすぎない。又、許婚者・愛人殺しでは妊娠している例が多いという。

犯罪心理学的にみると女性の謀殺者と被害者の関係は注目し得る。即ち一八人の女性謀殺者の中、単独犯は六人にすぎない。その中五人が家族殺し(二人の夫、息子と娘、実母と継父、甥をそれぞれ殺している)、又一人が家主を殺している。又、実母と娘とが共同して孫(実子)を毒殺し、六人の女がそれぞれ男の協力を得て二人の夫、一人の姑、三人の他人を殺して居り、四人が二件の夫殺し、息子及び他人殺しをそれぞれ一件、教唆している。<sup>(23)</sup>

この論文より先に出た論稿の中では、犯行地は、戸外の方が(六二件)、戸内(五八件)よりもやや多いことが報告されて居る他は、特に注目に値するものはない。<sup>(24)</sup>

すでに述べたように、レスナーの論文はもっぱら統計的数値の操作による分析であるから、事案のより深い心理学的・社会学的分析は不可能であり、すでにあげた諸項目の数値をもとにして、我々の手で解釈するより他にない。なお、前の論文の末尾に殺人に関する詳細な文献表があり、便利である。

一九四〇年に発表した『刑事学における強姦と婦人司法官の重要性』<sup>(26)</sup>という論文の中で、性犯罪中最も争われ、立証のむずかしい強姦罪における被害者の態度、女性性器の解剖学的所見に立脚するその抵抗可能性について詳論がなされている。

強姦行為は女性の抵抗を排除して、その性的満足を得るため被害者の妨害を抑圧しようとする攻撃側と、それを防いで身を守ろうとする被害者の間の主導権をめぐる争いである。論者は詳細にわたつて強姦行為の際の攻撃方法について説明し、通常の事例に於てはよほどの暴力を用いない限り、一本の腕と胸と足を使用して相手方の妨害を排し、一本の手で目標をめざす加害者の企図が実現困難である所以を説くのであるが、その理由としては加害者の攻撃目標は攻撃にさらされ難い体内に存在し、しかもそれは体重全体を支えていることで強力な力を貯えている下肢によつて保護され、これが或は組み、或は蹴るなどして強い反撃を加えてくるのであるから、容易なことでそれを圧倒することは不可能だからであるという。

このような強力な「貞潔の番人」の妨害を排除して目的を達成する要因として、筆者があげるのは、加・被害者の間に物理的な力の相違があること、被害者が意識を失つた状態に陥ること、恐怖心の惹起等の生物学的側面、家族・権威・階級関係とか、被害者の側に激情性(情熱)、放縱な生活環境の影響を指摘し、又、被害者に対する加害者の社会的地位の優越性等の心理・社会学的モメントをあげている。又、加害者に存する力のモメントとしては正常な心理下における力の行使とは考えられない異常なエネルギーは、解放された原始本能である性的衝動が攻撃本能と複合することによつてはじめて生まれるのであり、それには加害者に異常な性態があつたり、アルコールの作用で抑制力が失われるときに強姦という、本来ならば起りにくい事態が発生するのであつて、右のような事情が認められない限り、たとえ一時的な興奮から被害者が告訴をしたところで必ずしも強姦されたという主張をそのまま受けとることは出来ないのであつて、強姦罪の立証が容易になされるとはいえない。従つて、この微妙な事実を究明するには、専門の婦人司法官が必要であると主張している。<sup>(28)</sup>

勿論、この主張は被害者の落ち度を洗い立てることにあるのではなくて、強姦事件を中心として被害者が身を守る現実的  
 可能性がどの位あり、限界はどう引かれるべきかを追及しているのである。この種の検討は、単に強姦事件のみに限らず  
 関係の中に一般に生じるその他の事件においても必要であり、加・被害者の関係について類似の事例が認められるのでは  
 ないかという疑問を提示したことが、今日の被害者学の提唱につながる問題提起の発端である。

メンデルソンは、その後の論文においてこの論文を被害者学構想の端初の一つであると認めている。弁護士である論者  
 はこのような知見をもとにして正しい量刑を行なうための判断資料を体系化しようと企てたのに他ならない。

四・日・V・ウェーバーの弟子達

ボン大学のV・ウェーバー教授は、先任地イエーナ大学にて犯罪社会学の叢書を編集して居たが、ボンに移つてからも引  
 きつづき別名の叢書を発刊していた。<sup>30)</sup> その弟子達の研究の中で、被害者の問題をも論じたものが多い。

イ ボン地方裁判所管内の幼児姦を研究したヴェッセルは、従来この問題が風俗犯の訴訟における児童・少年の証人適格  
 の問題として扱われていたのに対して、これを、犯人と被害者の関係としても考察して六一二件、九二一人の被害者につい  
 て次の事実を指摘する。即ちその割合は犯人二人に被害者三人であり、被害者一人のケースが圧倒的に多い(三八二例である。  
 二人の少女に対するもの六一例、三人は二例、四人は一〇例)が、その理由は一人を相手とする方が発覚の危険性が少ないからであ  
 る。又一人の男児を被害者とするものが七八例あるということから分る通り男児の被害者は数に於て少ない。これは成年の  
 女性に対する代償行為としての幼児姦という犯人の目的からして明らかであり、年が比較的上の(二〇才―二才)少女が被  
 害者に多いことも同じ理由である。

加・被害者には知り合ひの関係が圧倒的である(四三三例)。未知の場合には子供特有の人みしりの状態を除く努力を必要

とするからである。三一八例では住居が近くにあり、一〇五例では犯人が子供と職業上一緒になる機会を持っていた。又両者が親族関係にあるのは七一例であつた。被害者たる小児の中このような関係を持続的に持つてゐる者には家庭・教育関係に欠陥のあるケースが多い。

比較的貧困な、問題の多い家庭から犯人が出てゐるが、それは犯人が被害者と同じような環境にあつた自分の過去の経験を通じて、これらの子供の心理を利用することにたけてゐるからである。<sup>32)</sup>

ロ アイゼナツハ地方裁判所管内の風俗犯を研究したクレンプラーもヴェッセルの論稿と大体同様な結論に達してゐる。

二、三興味のある発言を引用すれば「行為者が快感をうるのに一定の年齢は特にならない。女性の性的刺激で十分である。だからすべての女性は道德的にも性的にも名譽感情を傷つけられる」。児童の性的被害者、ことに女兒については四八・八%が一才から一四才、二四・六%が九才から一二才である。この年齢層のうち家庭の監督のゆきとどいていない者に対して、知り合ひであると否とを問わず誘惑手段が駆使される。従つて、成長し、成熟した少女に性的好奇心をひき起す犯人の技術が重大な意味をもつてゐる。又、この年頃の少女は成熟に伴つた特有の羞恥心を有するし、被害をうけても他人に喋りたがらない。犯人は当然これを計算してゐることも否定しえない。<sup>34)</sup>

ハ シュスターはウッパータール地方裁判所管内の恐喝事犯を研究した。<sup>35)</sup> 彼はこの犯罪を犯罪社会学的に究明するに際して、被害者の研究の重要性をも指摘し、九八例について両者の関係を解明してゐる。二四例では犯人は被害者と知り合ひではなく、風評をもととして匿名の手紙を書きこの伝聞を利用した。一七例においては両者の間に愛情関係があり、これをばらすといつてはゆすつてゐた。親族関係は五例に見られた。又、商売上の関係を利用し、商業上行なつてゐる不正について知つてゐることをばらすぞと恐喝した例も多い。

何等関係もたず、どこかで知つてゐるという程度のもものは二七例であつた。

一〇六人の被害者の中、八七人が男、一九人が女であつた。男達の多くは財産関係において良好であり、それらの人々は危険にさらされ、恐喝されやすい仕事に従事している。その内訳は工場主、商人が三四人であり、労働者、農夫、医師のそれぞれ五人を大きくひきはなしている。これらの被害者は比較的金錢がありそうに見え、愚かさや軽率さを利用されている。女性の被害者の大部分は良家の寡婦、金持の妻であつた。

以上、各犯罪に固有な被害者の特性が指摘されているが、この種の知識がさらに累積することが体系化にとつて望ましい。

## h エクスナー

犯罪生物学を体系化したエクスナーはその著書の「環境と行為」という章の中で、被害者について所見を述べている。

犯罪の機会を説明した後、多くの犯罪において、被害者は行為状況における特に重要なものの一つであるという。「犯罪が加えられる人の性質、態度、行為者との関係につき、ある特殊な性質の犯罪的攻撃の被害者となる、個人的な特性が存在するが、この特性の存在は行為状況の決定的要素である。強盗は自分の被害者もこの特性に従つて探し、適当な被害者の存在は単に良い機会であるのみならず、それがあつてはじめて行為を考えつくこともしばしばある」。又、風俗犯罪の場合には、被害者の性的放縱さが役割を演じる。近親相姦の場合、被害者の娘には往々にして問題があり、父親の野獸性に屈するのは罪のない娘であるというのは犯罪心理学的御伽噺であるというヘンティツヒの言葉を引用している。

詐欺についても、欺しやしい人と欺しにくい人があり、上手な詐欺犯人はそれに通じて居り、自分の被害者を選択するのである。又、欺された者は自分からすすんでゆくものである。普通はその盲信性によるが、詐欺犯人から儲けが多いと甘言を用いられ、それを利用しようとする私慾によつてだまされる。被害者の虚栄心や、結婚詐欺の場合のエロティックな動機も問題となる。又、犯人と被害者との個人的な関係についても、すでにこれまでにあげた多くの論者の結論と同じような説

明が見られる。このような論述はエクスマナーの遺著である「刑事学」にも見える<sup>(40)</sup>。

## 1 パーダーとゼーリッヒ

本節にあげた被害者についての従来の見解としては一九四八年のヘンティッヒの著書以前のものに限られる筈であるが、ここで特にパーダーとゼーリッヒについて見ておく理由は、この両者の発言が今日のいわゆる「被害者学」的な問題提起に直接の影響を与えなかつたからに他ならない（但し、シュルツの論稿では簡単にとりあげられている）。

ドイツにおける（第二次大）戦後の犯罪の社会学という著書<sup>(41)</sup>の中で、パーダーは比較的多く被害者に言及している。例えば、大都市の廢墟の中で殺人が犯されたり、有利な闇取引という口車に乗せられ、殺されて後犯行現場から廢墟に運ばれるといった説明とか、又、闇取引と殺人との関聯、結婚を希望する女性の謀殺に関して被害者の側に存する不足感、不充実感とかが語られている。

詐欺罪についても、占領軍の将校とか権限をもつた要員が出現して被害者の困窮を利用して行われる事例が説明されている。

又、性に関する犯罪社会学的な考察につき、犯人のほか犯罪社会学的に重要な被害者の側面を忘れてはならないことをいしましめる。現代ドイツの粗暴化の傾向ある犯罪は被害者の中に比較的弱い人口部分を求める。老人や窮乏し、飢えている者と並んで、女性がこれに入る。詳しく調査した事例の多くを見ると、詐欺が女性に向けられていることが分る。その特に目立つものは現時問題となつている結婚詐欺である。戦争未亡人、戦中、戦後の混乱で私生児をもつた女性達は、適齡期の男子が少ない現状においては職業的詐欺漢、慣習的結婚詐欺犯人のカモになる機会が多いが、一般の若い女性とても男子の不足している状況に於ては同じ危険にさらされているのである、と強調している。

これは著者に、一般的・社会的な被害者状況の指摘に他ならない。

最後に、オーストリアのゼーリツヒの所説を簡単に見ておこう。よく知られているように、ゼーリツヒの刑事学の体系はオーストリア学派の伝統に従い、犯罪実行の現象と並んで犯罪防遏の現象のところ、犯罪捜査学をも併せて論じる極めて実践的な学風を示している。

彼によれば、その時々々の被害者の存在が行為を可能にする環境的な事実には自明なことである。被害者は一般的には「代替の可能な」部分的原因であるが、しかし被害者の特定の特性が犯行へと刺戟するときには「特殊な」部分的原因となる<sup>(43)</sup>、と考えるゼーリツヒの思考の中で、被害者の存在は適確に認識されていた。例えば、犯行時の環境として恋敵になびいた情婦が情交を拒絶する行為を惹起事情と並んで、相手方の挑発的な侮辱、職業的・家庭的又は経済的葛藤、切迫した困窮状態、犯罪行為へと誘惑する特別な好機をも惹起的要素としてあげて居る。

又、各種の犯罪行為を詳細に説明しているところでも、サザーランドと同様に被害者に衝突してあやまつたりして被害者の注意を向けさせ、その間に仲間が拘捕を働くと<sup>(44)</sup>いつた例をあげ、又、いろいろな民間の迷信を利用した詐欺の手の中に、被害者の側の持つ愚かさ、信じやすさが犯行を容易にする所以も説いている。

近親相姦については大体V・ヘンティツヒと同じ説明がなされている。

又、犯罪捜査について、「被害者について犯人発見の手掛りとなりうる観察をなすことができる」とする犯罪捜査学の知見も、V・ヘンティツヒの問題提起<sup>(45)</sup>と同じ方向を志向しているといえよう。

(1) Steing-Balazs: Lehrbuch der Kriminologie. 3. Aufl. 1963. S. 42.

(2) Radtkech: Johann Paul Anselm Feuerbach. Ein Juristen-Leben. 2. Aufl. 1957. S. 180f. 補註・宮沢英一「法律者の生涯」二七―頁以下。

(3) ユーベンの生涯とその著作の概観「F. G. de Placati: Cumes obliques et interessantes. 20 Vol. Paris 1734/1743. Deutsche Übersetzung in 9 Bde. Leipzig 1747/1768. Fortsetzungen und neue Bearbeitungen von Laville (Amsterdam. 1768 ff.).

2. Aufl. (ohne Jahr) なるに照し、カントニヤン博士は三ノ風ニ於て、  
 (4) Anselm Ritter von Feuerbach; Aktenmäßige Darstellung merkwürdiger Verbrechen. 1828. S. 358 ff. (Der Vatermord auf der Schwarzwalde im Sittenthale.)  
 (4a) von Feuerbach; a. a. O. S. 376.  
 (5) v. Henning-Viermannstein; Untersuchungen über den Inzest. 1925.  
 (5a) *Ibid.* S. 207.  
 (6) Eber; Die Dutschanda, Krim. Abh. Nr. 30. 頁 17. 本報に於て、Vgl. Exner; Kriminologie. 1949. S. 263.  
 (6a) v. Henning; Zur Problematik des Vatermordes. M. Krim. 1929. S. 629 ff.  
 (7) v. Henning; Drei Vatermord-Fälle. M. Krim. 1930. S. 613 ff.  
 (11) v. Gierke; Der Hochstapler. SchwZSt. 1926. S. 16 ff.  
 (11a) *Ibid.* p. 47 ff.  
 (12) The professional thief by a professional thief. Annoted and interpreted by E. H. Sutherland. 1937.  
 (12a) *Ibid.* p. 69 ff.  
 (13) *Ibid.* p. 102 ff.  
 (14) *Ibid.* p. 172 ff.  
 (17) Sutherland; Principles of Criminology. 3rd. ed. 1939.  
 (17a) *Ibid.* p. 223 f.  
 (19) Sutherland-Cressney; Principles of Criminology. 6th ed. 1960. p. 242. 本報 = 本誌・本報の因 (犯罪学雑誌) 111 頁  
 (19a) Roemer; Mörder und ihre Opfer. M.Krim. 1938. S. 161. ff.  
 (21) Roemer; Der Mord, seine Täter, Motive und Opfer nebst einer Bibliographie zum Problem des Mordes. ZStw. Bd. 56. 1936. S. 327 ff.  
 (21a) *Ibid.* (M.Krim.) S. 215 ff.  
 (22) *Ibid.* S. 220 f.  
 (22a) Roemer; a. a. O. (ZStw.) S. 334 f.  
 (23) Mandelstam; Le viol en criminologie et l'importance de la femme-magistrat. In: Gluzitza Penala. 1940. col. 28 ff.  
 (23a) *Ibid.*; Col. 34 ff.



- (75) *Ibid.*: Col. 32 f.
- (76) *Ibid.*
- (77) Mendelsohn: The Origin of the doctrine of victimology, in: *Excerpta criminologica*. 1963, p. 340 f.
- (78) Untersuchungen zur Kriminalität in Thüringen, H. 1-10. Untersuchungen zur Kriminalität in Deutschland, H. 1-11
- (79) Wessel: Das Delikt der Kindesobachtung im Landgerichtsbezirk Bonn. 1939.
- (80) *Ibid.* S. 51 f.
- (81) Kremling: Die Stillschaltungsakte im Bezirk des Landgerichts Eisenach in den Jahren 1905-1936. 1939.
- (82) *Ibid.*: S. 64 f.
- (83) Schuster: Die Erpressungskriminalität im Bezirk des Landgerichts Wuppertal in den Jahren 1927-1937. 1940.
- (84) *Ibid.*: S. 40 f.
- (85) Exner: *Kriminalbiologie*. 1944. S. 276 f.
- (86) *Ibid.* S. 281.
- (87) 父の風流だ Exner: *Kriminalbiologie*. 1949. S. 263 にも引用されている。矯正資料一三三号四〇頁は「近親相姦の場合は、その父親の野蠻性」  
「風流だ」<sup>風流</sup>と「未開の素朴さ」<sup>未開</sup>とを「犯罪心理学的重話」と名付けている、と訳しているが、正しくない。
- (88) Exner: *Kriminalbiologie*. S. 282. Ders.: *Kriminalbiologie*. S. 263 f.
- (89) K. S. Bader: *Soziologie der deutschen Nachkriegskriminalität*. 1949. 邦訳・刑事裁判資料七五号ド・マンにおける第二次大戦後の犯罪とその考察。
- (90) 大下正一 *Ibid.*: S. 29. 94 f. u. 157. 邦訳・三五頁、一三三頁以下、一三九頁の頁を紹介する。
- (91) Seelig: *Lehrbuch der Kriminalbiologie*. 1951. S. 157. 植本茂・松澤孝二一九頁以下。Seelig-Bellaivie; a. a. O. 3. Aufl. 1963 S. 196 f.
- (92) 大下正一 Seelig: a. a. O. 1951. S. 4f. 67. 73. u. 90. 植本・前掲松澤孝二 九三、一〇一、一三三頁。Seelig-Bellaivie; a. a. O. 1963. S. 21. 93. 100f. u. 118 f.
- (93) Sutherland-Crossen; op. cit. 6th ed. 1960. p. 241. 平野・所説・前掲犯罪の原因一三四頁。
- (94) v. Heintz: *The criminal and his victim*. 1947. p. 387.

## 四　むすび

前節において詳細に見てきた通り、従来も、犯罪者と被害者との間の関係は無視せられていなかったことが明らかとなった。しかも、この両者の関係の考察は一部の批判のように殺人事件に限られず、その他の個人法益に関する犯罪についても分析が怠られていなかったことも又判明した。しかしながら、それらの事例に共通して言えることは、一部を除いて、その殆んどが両者の関係を統計的・数量的に把握して、それで終つていたという事実であつた。勿論、科学において一定の仮説を定立するに当つては、精確な数量的事実<sup>に</sup>立脚していなければならないことは当然の理である。その意味ではこれらの諸先達は貴重な資料を残したことによつて、今日の被害者学に有力な基礎を据えたといつてよい。我々はかくして得られた數値に依拠し、それを解釈しなければならぬ。

では、従来<sup>の</sup>被害者に対する考察は今日のそれと比較して最も対照的な欠陥をどこにもつのか。換言すれば、今日の被害者学の特色はどこにあるのだろうか。それは被害者の地位、被害者になりやすい状態というものを、社会学的に又精神病理的に分析し、検討する点にこれを求めることが出来る。つまり、犯罪者と被害者との関係、その出合い、人間的交流というものを動的、發展的にとらえ、より具体的な行為の場としての人間関係とその葛藤として考えているところに「被害者学」の科学としての対象領域が存すると考えたい。

このような生物・心理・社会的な全体像としての被害者の総合的研究こそが、従来<sup>の</sup>研究に欠けていた点であり、それこそまさになされるべくして怠られていた点なのであり、このような研究態度によつてはじめて従来の、被害者に寄せられた関心の諸成果を機能的に応用し、資料を総合的に使用することを可能にするのである。理論のない資料の累積でも、資料の裏づけのない空疎な理論でもないことがこの際、特に強調されて然るべきである。かくして、従来<sup>に</sup>なされて来た資料に指標

を与え、又一定のプログラムに従つて資料を集め、分析・統合を目ざすところに、今後の「被害者学」の志向すべき目標が置かれる。この意味で、被害者学は刑事学とともに、社会諸科学、さらに自然科学の所産をも統合する科学としての道を歩まなければならない。

それがどのようにして可能になるかということは、次の課題として留保しよう。

若干の補足をここでしておくならば、我々もメンデルソーンとともに意識下の被害受容性を究明したいと思う。類似の素質は持続的に同一の行為を惹起せしめ、又類似の状況では個人はある程度同一の行動をする。本能と習慣にもとづく行為の大部分は精神活動の傾向として類似の環境では同一の表現をとる、とメンデルソーンは言う。

そして、この状況を作るものが犯罪人と加害者、行為者と内部的・外部的な刺激なのである。犯罪は人間社会に於て生起する。犯罪人は社会生活を営んでいる。彼の行為動機は行動へとかり立てるのであるが、動機自体は外界の影響によつて生じたものである。しかも、その刺激は自然現象によるよりは被害者という人間存在による方が直接的である。

社会生活に於てはそこに存在する諸多の要因はただ個々に散在して相互に關聯がないわけではないのであつて、相互に依存し合う契機をはらんでいるから社会性をもちうるのである。対立・拮抗關係にある加害者と被害者の不可分離な關係もその例外ではない。被害者から切り離され、孤立化された加害者の行為などは実は意味がない。犯罪人は素質や環境の制約を受けないが、他人との絶えざる接触の中で社会生活を営んでいる。これらの關係の中で、犯罪性へと高まりゆく前犯罪的な關係、つまり潜在的な犯罪關係を考慮することで現代刑事学は飛躍的に進歩した。

今後の刑事学は犯罪促進要素としての、犯罪者・被害者という人間關係にも注目しなければならない。ここで問われるべきことは、一体、被害者学は独立した科学たりうるかということである。刑事学が被害者を考慮することに努めるならば、とり立てて被害者学を樹立する必要はあるのであろうかという点であらう。

ナーゲルも言うように<sup>(3)</sup>、現代刑事学は「関係の刑事学」である。被害者と加害者との関係、被害を受けた者が被害者としての自覚をもっている、いわゆる実存的な被害者状況をも考慮する刑事学では、被害者は重大な要素として併せ考えられている。極言するならば被害者を考慮しない刑事学は現代刑事学の名に値しないとも言えるのである。

それにも拘らず、被害者学というものに固執する理由は、刑事学はやはりその本質上犯罪人を中心とした考察であつて、被害者を考えるといつても犯罪を惹起したという面での存在としてしか評価されない。被害者学というのは、惹起するおそれのある人間像、被害者になる前の危険な状態を予測し、発見し、処置するということを終局の目的とするものであるといふことをくりかえし強調する必要がある<sup>(4)</sup>。被害者学の個有な寄与は、このような積極的な犯罪予防策といふことと並んで、労働災害や交通事故のように、第三者に影響するよりは自分自身を傷つける傾向のある人の発見、治療という面にもその展開を期待しうるわけである。

(1) Mendelsohn: La victimologie. Rev. intern. criminol. et pol. tech. 1956, p. 103, de; La victimologie. Rev. d. dr. pén. e. criminol. 1959, p. 621.

(2) Cornill: Contribution de la (Victimologie) aux sciences criminologiques. In Rev. dr. pén. e. criminol. p. 588.

(3) Nagel: Victimologie. In Tijdschrift voor Strafrecht. Deel. 68, 1959, IV Het belang van de Victimologische Notie, p. 21 ff. 以下、本文に引用したのは、その二二頁の一節である。なお、ナーゲルの発見の簡単なものは、Nagel: The notion of Victimology. In Excerpta criminologica. 1963, p. 245 ff. によつてもこれを知ることが出来る。

(4) 刑事学は犯罪の原因を精神的な或は生物学的な側面において見出したとき、その治療と対策を医学に委ねなければならず、社会的・経済的を側面にこれを認めたとしても、社会政策、経済政策による解決をまたなければならぬ。これに対して被害者学は被害者の特性、被害状況、特に潜在的被害受容性を見出そうと努めているのであるし、それを予測しえたときには、被害者にならないよう警告し、働きかけることを併せ行なう。そのためには中央研究所とか、クリニックのような施設がなければならぬこと勿論である。

一九六五・六・一五稿了